

静岡県告示第40号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月28日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
島田市金谷二軒家3914の124、3914の125
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため